

広域行政 ニュースレター

第3号 2001.11

発行 福島県総務部市町村課 地方分権・広域行政推進担当
〒960-8670 福島県福島市杉妻町 2-16
URL <http://www.pref.fukushima.jp/kouiki/>
E-mail municipal@pref.fukushima.jp
電話 (024)521-7058 Fax (024)521-7904



🍷🍷🍷 今月号のメニュー 🍷🍷🍷

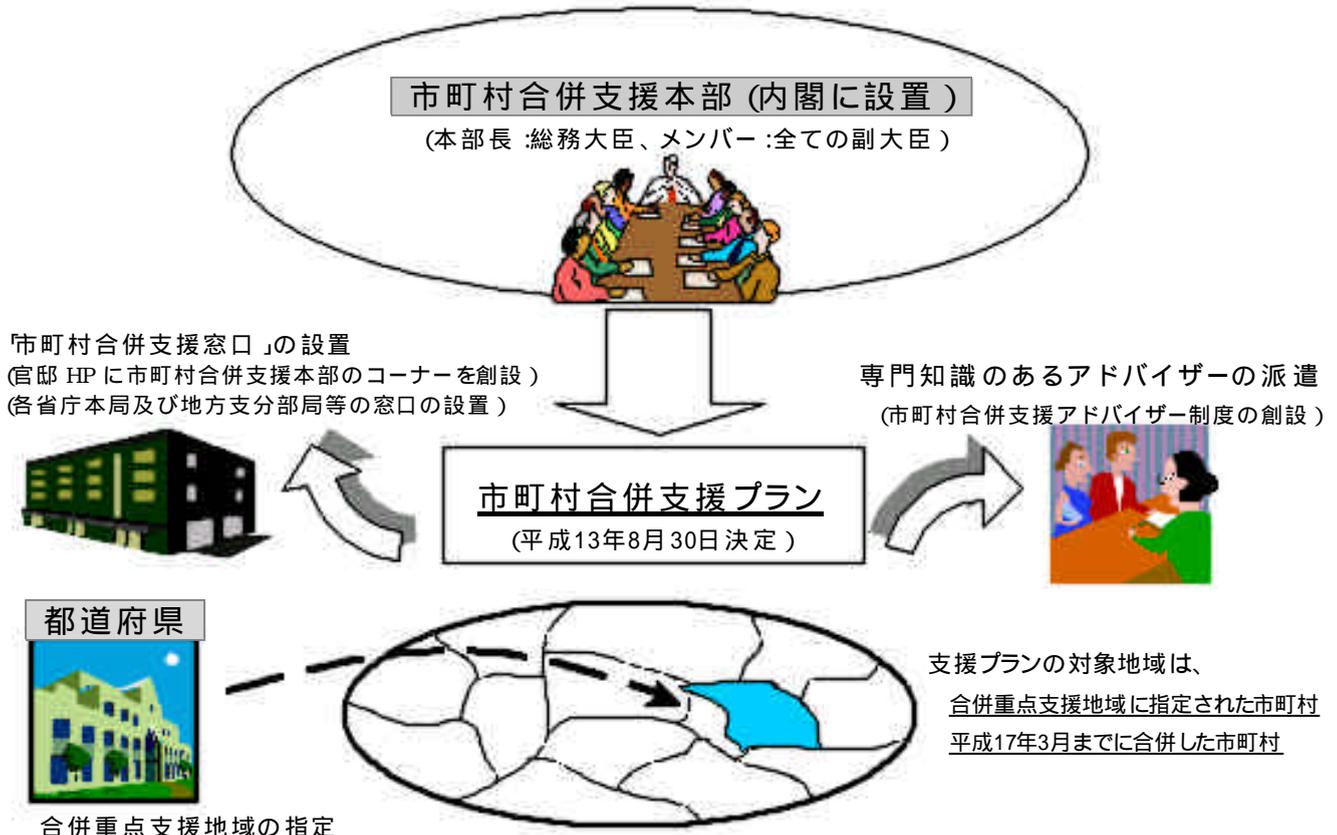
- 特集1 市町村合併支援プランの概要
- 特集2 市町村合併の形式（新設、編入）
- 連載 今月の合併特例法「住民発議制度（§4、§4の2）」
- 広域行政に関する最近の動き（13.10月末現在）
- 広域行政Q & A「郡境を越えて合併ってできるの？」

特集1「市町村合併支援プランの概要」

政府の市町村合併支援本部（本部長・片山虎之助総務大臣、全省庁の副大臣で構成）は、8月30日、首相官邸で第3回の会合を開き、市町村の自主的な合併を強力に推進するため、社会基盤整備、生活環境、情報技術、教育振興などの各分野にわたる新たな支援策を盛り込んだ「市町村合併支援プラン」を策定しました。

この支援プランにおいて、道路などの社会資本整備、廃棄物処理施設や地域イントラネットの整備などの生活環境や情報技術（IT）等の各分野における事業の優先採択・重点投資など、7省（総務省、国土交通省、厚生労働省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、環境省）が連携して58項目に及ぶ具体的な施策を講ずることとしています。この支援プランの対象となるのは、都道府県から合併重点支援地域に指定された市町村と、合併特例法の期限である平成17年3月までに合併した市町村、の2つです。

各省庁連携による市町村合併支援プランの概要



諸政策を最大限活用

地方自治体の要望を各省庁が最大限反映し、多分野の幅広い優遇措置を用意



その他合併の障害を取り除く諸施策等

- ・教職員定数に関する激変緩和措置
- ・旧市町村ごとの中心市街地活性化による市街地の整備及び商業の振興

合併特例法の期限は、平成17年3月

【主な施策】

地方行財政措置の拡充

- ・政令指定都市の指定の弾力化
- ・都道府県が行う合併支援事業に対する地方債と地方交付税による財政措置

道路等の社会資本整備に充てる補助金の優先採択、重点投資等

- ・新市町村の公共施設等を連結する道路等についての優先採択・重点投資
- ・合併記念公園、農林道等の整備

生活環境、情報技術(IT)、教育等の各分野における事業の優先採択、重点投資等

- ・介護保険広域化支援
- ・下水道等の広域的共同処理
- ・廃棄物処理施設整備事業
- ・地域イントラネット基盤施設整備事業

都道府県が平成13年に指定

未指定地域

合併重点支援地域指定

合併協議会設置

市町村合併

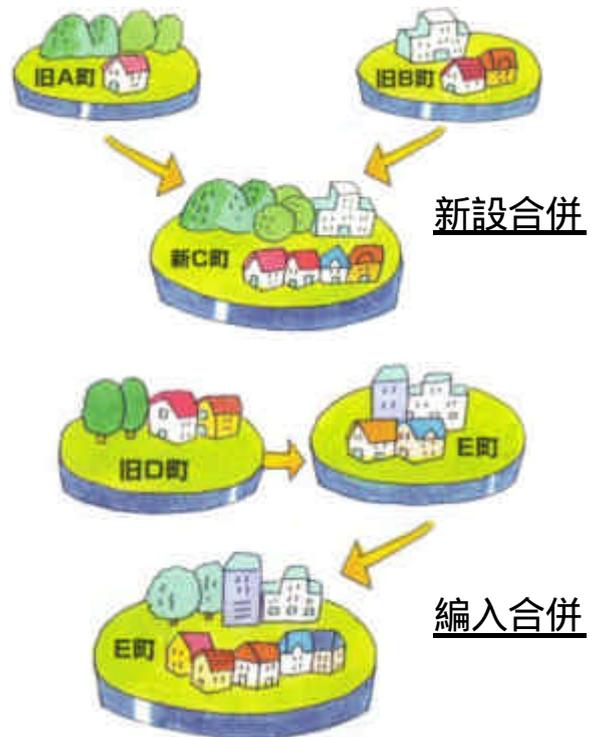
合併特例法の施行期限である平成17年3月までに、自主的な市町村合併を強力に促進！

特集2「市町村合併の形式」

市町村合併とは、市町村の廃置分合(合体、編入、分割、分立)のうち、少なくとも1つ以上の市町村の数が減少(市町村の法人格の消滅)するものです。合併の形式は、新設合併(対等合併)と編入合併(吸収合併)に分けられ、どちらの形式によるかは合併協議会(前号参照)により協議します。

新設合併とは、右の図の下段のようにA町とB町を廃し、その区域をもってC町を設置するような場合をいいます。編入合併とは、同じく右の図の下段のようにD町を廃し、その区域をE町に編入する場合をいいます。市町村数の減少という点からは、新設合併は、関係する市町村が全て消滅して新しい市町村が設置されるのに対して、編入合併は、全区域が編入される市町村のみが消滅することになります。

なお、市町村の合併により、その区域の全部または一部が合併市町村の区域の一部となることが予定されている市町村を「合併関係市町村」と呼び、合併によってできた市町村を「合併市町村」と呼びます。



住民発議制度

第2回目の今回は、「合併協議会¹設置に係る住民発議制度」について解説します。

¹合併協議会...これから合併しようとする市町村が、合併に関する是非を含めた協議を行う場で、関係市町村の議員・長・職員・学識経験者により構成されます。

住民発議制度とは(法第4条,第4条の2)

市町村の合併について、これまでのような行政主導だけではなく、住民の立場からも市町村の合併を進められるよう、平成7年の合併特例法の改正時に新設された合併協議会の設置に関する直接請求制度²をいいます。



²直接請求制度...地方公共団体の住民が、当該団体の条例の制定改廃及び長や議員の解職、議会の解散などを請求できる制度。

(1)第4条関係(平成7年新設)

有権者は、その総数の50分の1の署名をもって、市町村長に対して合併協議会の設置の請求を行うことができます。合併協議会を置くよう直接請求された市町村長は、合併の相手方となる市町村長に対して「合併協議会設置協議」について議会に付議するか否かの意見を照会し、すべての回答が「議会に付議する」であった場合についてのみ、すべての関係する市町村長は議会に付議しなければなりません。したがって、1市町村でも「付議しない」旨の回答がある場合には、当該直接請求の手続きは終了することになります。

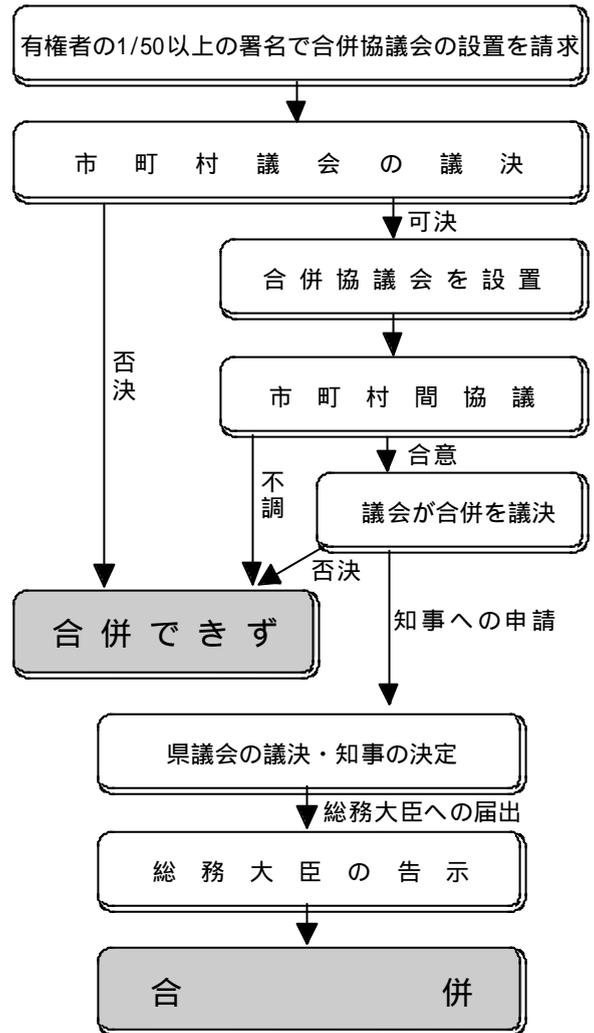
(2)第4条の2関係(平成11年改正)

すべての合併関係市町村に対して同じ内容の直

接請求がされた場合には、すべての合併に係る市町村長は、合併協議会設置協議について議会へ付議しなければならないというものです。

(1)・(2)とも、議会へ付議した結果、全ての合併関係市町村の議会において可決されれば、合併協議会が設置されることとなります。

住民発議～市町村合併までの流れ



広域行政に関する最近のうごき(13.10月末現在)

国等のうごき

- 13. 8.30 「市町村合併支援プラン(今号特集1参照)」策定。(政府・市町村合併支援本部)
- 13.10.31 8月から全国で巡回開催している「市町村合併をともに考える全国リレーシンポジウム2001」の中間総括シンポジウムが政府主催で開催。

全国のうごき

13. 8.31 「市町村合併をともに考える全国リレーシンポジウム」が三重県伊賀町と山口県下松市で開始。来年3月末まで各都道府県で開催予定。

県内のうごき

- 13. 8.21 社団法人白河青年会議所は、合併特例法の住民発議制度(今号の連載記事参照)に基づき、合併協議会設置の直接請求を今秋に行うことを決定。
- 13. 9.22 原町青年会議所が、原町市で市町村広域合併フォーラムを開催(約200名参加)。
- 13.10.10 浪江町の合併を検討してきた諮問機関「町総合審議会」は、最終会合で合併を積極的に推進すべきとの結論をとりまとめ、同町長に答申した。同機関が理想としている組み合わせは、浪江町、双葉町、葛尾村、大熊町、小高町の5町村で、平成17年3月までに新しい市をつくることを目標に掲げた。
- 13.10.11 原町市議会は、市町村の広域合併について検討する「合併問題議員研究会」を発足させた。議員22名で構成し、相馬地方の合併問題や、双葉郡まで含めたより広域的な合併問題について論議する。
- 13.10.29 「広域行政トップセミナー」が県北地区で開催。12月までにいわきを除く各方部で順次開催予定。
- 13.10.30 社団法人白河青年会議所が、白河市と西白河郡計8市町村の合併協議会設置請求書の同一内容確認を県に申請した。(11.9の白河市を皮切りに1ヶ月間の署名収集活動開始)



広域行政Q&A「郡を越えて合併ってできるの？」



みきさん
 今年4月から配属になった新人。そろそろ半年が経過するが、いまだにお盆の連休ボケが直らず、腹八分目を知らないため満腹になったお昼過ぎには夢うつつな時間を過ごしている、ある意味幸せ者。

びんさん
 みきさんの直属の上司。浜育ちのみきさんと違って山あいの出身なので、かみ合わないことがままある。この係は2年目で、軽い身のこなして部下をリードし、女性からの黄色い声援が飛ぶ(こともある)。通称「班長」。



電話をかけてきた人
 今回の主役です。
 みきさんの仕事ぶりを危惧した、かつての上司という噂もあります。



透きとおるような秋晴れのある日、午後一番に電話が鳴り響き、夢うつつのみきさんはあわてて受話器を取りました。

 ふわい(しまった!)、失礼しました、市町村課です。

 合併のごどについて聞きたいんだけど。

 (きーん。こ、声がでかい)は、はい、どういったことでしょうか。

 あのだよ、例えばな、おらの町があっぺ。それが隣の郡の町と合併ってでぎんのが?

 はい、地方自治法上、特に郡や県を越えた合併についてできないという規定はありませんので、それは可能です(それにしてもなまっているなあ)。

 ならば、何も問題はないんだが? おらの町と隣の郡の町は別々のゴミ処理場に持って行ってるんだけど、その隣の町と合併しても何も変わらないんだべか?

 あつと、え～…すみません、少々お待ちいただけますか。(う、こんな時に限ってたくやさんもちーさんもない)すみません班長、ちょっと今お問い合わせのお電話がきているんですが、代わっていただいでいいでしょうか。内容は…(と、概要を伝える)

 もしもし、お電話代わりました。「郡を越えた合併では障害はないか」という趣旨のご質問ということでよろしいのでしょうか。

 んだ。おらの町からずっと、実際の生活上のつながりは郡内の他の町というよりも、どっちかっていうと郡を越えた隣の町の方なんだな。ほったごどなら、いっそ隣の町と一緒になったらいーべってこれながら町長に言いに行こうがど思ってよ。んだけど、いいごどばっかりも言ってらんねーべ。やっぱ問題点も把握しておかねばなんねーど思ってな。

 なるほど。伺った内容からすると、一般的な合併のメリットやデメリットについては把握されているようですので、具体的に郡を越えた合併についてのみお話しさせていただきますね。

 んだ、ほれでいい。

 まずはじめのゴミ処理、いわゆる一部事務組合の問題ですが、合併後も引き続き、処理区域を分けて従前と同じ一部事務組合に加入することも可能です。(編入合併の場合には、共同処理の区域変更の手続きも必要です。)

また、新しい市町村のすべての区域で、一つの一部事務組合で共同処理を行う場合には、新設合併のときは改めて加入手続きが必要になります。

なお、どちらの場合も、脱会・加入の手続きには規約変更のための知事の許可が必要になります*1。

 んー、なるほどな。忘れちまわねえようにメモしておがなくちゃな。ちょっと待ってくれろ…

 補足ですが、一部事務組合の財産処分を行う場合には、構成する団体の議決*2が必要で、協議の上*3、その帰属を明確にする必要があると思います。それと、消滅する市町村から一部事務組合に職員を派遣していた場合には、いったんその身分を失うこととなりますが、関係する市町村が協議して、一般職の職員として引き続き身分を保有しなければなりません*4。

 (メモ終わってながったんだけども。まあいいか。)ふむ。ほったら、合併しても安心してゴミ出せるな。あどよ、去年衆議院選挙あったべした。ほれ、何だっけ。選挙区だっけかはどうなんだっぺ？

それいけ

広域くん

作 けんちゃん 画 えりちゃん



この話はフィクションです。

 衆議院小選挙区の区割りのことですよね。

 なんだ。やっぱり変わるわけがい？

 衆議院小選挙区選出議員の選挙区は、選挙区の安定性を重視する観点から、編入合併・新設合併を問わず区割りには変更されません*5。

あわせて県議会議員の選挙区ですが、こちらは合併によって郡界がどうなるかで選挙区が変わってきます。

市制施行した場合^{*6}は、新たに設置される市は郡に属さず、郡の区域は自ら変更します。

編入合併の場合^{*6}は、存続する町が従来属していた郡に編入するため、郡の区域は自ら変更します。

新設合併の場合^{*7}は、新たに設置される町について、その郡の区域を知事が県議会の議決により定め、最終的に総務大臣の告示により郡界の変更がされま

す。それと、各選挙区において選挙すべき県議会議員の数は、人口に比例して条例で定めなければなりません^{*8}、といったところでしょうか。



よくわがった。ありがとない。んじゃ、これがら町長の所に説明に行ってくるがら、一緒に行っ

て説明してくんねーが？ お兄さんの説明はうんとうま

がったんだげど、説明が長くてはじめの方忘れちまったし、おらじゃ、うまく説明できるか不安だらよ。迎えさ行くがらよろしく頼むよ、なっ、なっ、いいべ。



い、いえ、そういったことはお客様ご自身で...
(以下略)



(ふう～、やばいなあ。私やっぱりこの仕事向いていないのかなあ...)

【根拠法令】

(¹) 地方自治法第286条第1項

(²) 地方自治法第289,290条

(³) 地方自治法第7条

(⁴) 市町村の合併の特例に関する法律第9条

(⁵) 公職選挙法第13条第3項本文

(⁶) 地方自治法第259条

(⁷) 地方自治法第259条、第7条

(⁸) 公職選挙法第15条

【お知らせ】

広域ニューズレターでは、みなさんからのご意見ご提案を募集しています。日頃、広域行政に関連して疑問に思っていること、今後取り扱ってほしい題材、また、本紙に関するご意見・ご感想もお待ちしております（広域行政ホームページの質問コーナー http://www.pref.fukushima.jp/kouiki/kouiki_qa.html でも受け付けています。）。

12月2日(日)に「市町村合併をともに考える全国リレーシンポジウム2001in福島～ふるさとの未来(あす)を見つめ直そう～」が国見町観月台文化センターで開催されます。(聴講申し込み受付中!)

お問い合わせ先：福島民報新聞社広告局「市町村シンポ事務局」 電話024-531-4163

福島民友新聞社広告局「市町村合併シンポ事務局」 電話024-523-1191

【編集後記】

首相官邸HPに市町村合併のコーナーが誕生しましたが、旧自治省関連の施策が扱われるのは異例のことで、自治省幹部も息を荒くしている模様です。先日東京ビックサイトで開催された、全国リレーシンポジウムの中間総括シンポジウムに行ってきましたが、施設のすばらしさに声を失ってしまいました。会議では各々の立場から意見交換がされ、熱い議論が交わられていました。県内でも合併に関する取り組みが各地で行われており、話題に乗り遅れないように勉強の日々です。次号も興味のある情報をお届けできるよう努めます。(芳)



